

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合における家庭での保育の協力依頼について

本施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、下記の事例が生じた場合は、京都市との協議のもと、保護者の皆様に家庭での保育の協力をお願いすることがあります（任意での協力のお願い）。

保護者の皆様には、御負担をおかけしますが、施設での感染拡大防止を徹底するため、御理解・御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 保護者がPCR検査の対象となった場合

- ・ PCR検査の対象となった方は、新型コロナウイルスに感染しているかがわからない状態であることから、検査結果が出るまでは、感染している可能性があるため、公共交通機関を避け、自宅で過ごしていただくことが基本とされています。
- ・ このため、家庭内での感染が多くなっている状況も踏まえ、保護者がPCR検査の対象となった場合は、感染拡大防止のため、家庭での保育をお願いさせていただくことがあります。

2 勤務先で患者が発生した直後で、保護者がPCR検査の対象となるかわからない場合

- ・ 保護者の勤務先で患者が発生し疫学調査が実施され、疫学調査の結果が判明するまで（濃厚接触者が特定されるまで）、自宅待機を求められている場合は、家庭での保育をお願いさせていただくことがあります。

3 保護者が「濃厚接触者」としてPCR検査を受け、結果が「陰性」だった場合

- ・ 保護者が「濃厚接触者」として検査を受けた場合、「陰性」であっても、引き続き健康観察期間（通常、患者との最終接触日から14日間）は保護者は自宅待機を行います。
- ・ 健康観察期間中に発症し、お子様に感染する可能性もあることから、保護者が自宅待機している場合は、家庭での保育の協力依頼をお願いさせていただくことがあります。
- ・ なお、保護者が体調不良のため医療機関を受診してPCR検査を受ける場合など、患者との接触がなく、保健所等から健康観察を指示されていない場合は、家庭での保育をお願いすることはありません。

4 保護者以外の同居家族がPCR検査の対象となった場合

- ・ 同居家族の方がPCR検査の対象となった場合も、上記1～3と同様、家庭での保育をお願いさせていただくことがあります。

※ 1～4については、保護者の方の就労状況や生活状況などの世帯の状況に応じて、個別に御相談させていただきます。

5 その他（保育料の取扱いについて）

- ・ 本市設から、上記1～4に係る家庭での保育をお願いした期間について、家庭での保育に御協力いただいた場合は、保育料の減額対象となります（ただし、減額については京都市との協議が必要となるため、減額の対象になるかは1～4の状況が発生することにお知らせいたします。）。
- ・ 減額にかかる手続きにつきましては、後日、準備でき次第、お知らせいたします。